

更新パスワード代理発行窓口での「お客様登録」をご希望の際は、下記の内容をよくお読みになり、同意のうえでお申し込みください。

「楽ナビ Lite」サービス基本約款

第1章 総則

第1条（本サービス）

- 「本サービス」とは、通信事業者が提供するデータ通信回線を介して、パイオニア株式会社製カーナビゲーション「楽ナビ Lite」において各種コンテンツを閲覧し、あるいは楽ナビ Lite に各種コンテンツをダウンロードし、これを利用することができる、楽ナビ Lite のユーザー専用サービスの総称をいいます。但し、楽ナビ Lite の機種によっては、本サービスを利用できない場合があります。※1
 - 本サービスを利用するためには、楽ナビ Lite の他に、携帯電話機が必要となります。但し、携帯電話機の機種によっては、本サービスを利用できない場合がありますので、ご注意ください。※2
- ※1：本サービスをご利用いただける楽ナビ Lite は、パイオニア株式会社のホームページ（URL：http://pioneer.jp/）に記載しております。
- ※2：楽ナビ Lite に接続し、本サービスをご利用いただける携帯電話機の機種につきましては、パイオニア株式会社のホームページ（URL：http://pioneer.jp/）に記載しております。

第2条（本約款の適用）

本約款は、パイオニアモバイルネットワーク株式会社（以下「PMNW」といいます）が管理・運営する本サービスの利用規定について定めたもので、本サービスの加入者（以下「加入者」といいます）に適用されます。

第2章 利用条件

第3条（本サービスの追加・変更等）

本サービスの内容は、加入者の承諾なしに追加・変更される場合があります。また、PMNWは、提供するコンテンツが収集できない等、本サービスの提供に支障をきたす事由が生じた場合その提供を中止することができるものとします。

第4条（携帯電話機等の用意）

- 加入者は、携帯電話機を、自己の責任と費用において用意するとともに、データ通信回線の利用料その他通信事業者に対する料金を支払うものとします。
- 携帯電話機を使用して本サービスを利用できる区域は、日本国内における通信事業者のデータ通信回線のサービスエリアとします。但し、そのサービスエリア内であっても、トンネル、地下・立体駐車場、ビル陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、本サービスを一時的に利用できない場合があります。

第5条（利用時間）

加入者が本サービスを利用できる時間に制限はありませんが、本サービス用設備の保守その他やむを得ない事由が生じたときは、本サービスを利用できない場合があります。

第3章 加入申込

第6条（加入申込の単位）

加入者は、楽ナビ Lite 1台ごとに本サービスへの加入申込を行うものとします。

第7条（加入申込）

- 本サービスへの加入希望者は、本約款の内容を承認の上、所定の手続きに従ってPMNWに加入申込を行うものとします。加入申込にあたっては、氏名、住所、連絡先その他所定の事項をPMNWに届け出るものとします。
- PMNWは、加入希望者が次のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスへの加入申込を拒絶することができます。
 - PMNWに届け出た事項に虚偽または誤りがあった場合。
 - 第10条の規定に違反するおそれがあると認められる相当な理由がある場合。
 - 過去に第14条の規定により、加入者としての資格を取り消されている場合。
 - 未成年者等行為能力のない者であって、申込にあたり法定代理人等の同意を得ていない場合。
 - 加入の対象となるHDD楽ナビが盗品等、犯罪行為に関係するものであると合理的に推測できる場合。
 - その他、PMNWの業務の遂行上著しい支障が生じる場合。
- 第1項の加入申込を完了した加入者は、所定の利用方法に従って、本サービスを利用することができます。

第8条（ニックネーム・パスワード）

- 加入者は、前条第1項の加入申込時に、ニックネーム及びパスワードを登録します。ニックネームとは、加入者が本サービスを利用し、あるいは本サービスに関する各種手続きを行う際に必要となる、加入者に固有の名称をいいます。
- 加入者は、ニックネーム及びパスワードを自己の責任において管理するものとし、ニックネーム及びパスワードを使用した自己または第三者の行為について全ての責任を負うものとします。

第4章 加入者の諸義務・PMNWの免責

第9条（変更の届け出）

加入者は、住所、連絡先その他PMNWに届け出た事項に変更が生じた場合、所定の手続きに従って、速やかにPMNWに届け出るものとします。

第10条（禁止事項）

- 加入者は、本サービスの利用にあたって、次の行為を行ってはならないものとします。
- PMNWまたは第三者が保有する権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - PMNWまたは第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。
 - 他の加入者その他第三者のプライバシーを侵害する行為。
 - 公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為または、公序良俗に反する情報を他の加入者その他第三者に提供する行為。
 - 法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
 - 事実と反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為。
 - 本サービスの運営を妨げる行為。
 - その他、PMNWが不適切と判断する行為。

第11条（権利関係）

本サービスにより加入者に提供される情報に関する一切の権利は、PMNWまたはその他の権利者に帰属します。加入者は、いかなる形式においても、本サービスにより提供される情報の全部または一部を複製、改変、公衆送信等してはならないものとします。

第12条（PMNWの免責）

- PMNWは、本サービスにより加入者に提供される全ての情報に関し、正確性、完全性、有用性、特定目的への合致等について、何等の保証をするものではありません。
- PMNWは、理由のいかんを問わず、本サービスを利用または利用できなかったことに起因して加入者及び第三者に生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。

第5章 利用の終了

第13条（退会）

- 加入者は、所定の手続きを行うことにより、本サービスから退会することができます。
- 加入者は、楽ナビ Lite を第三者に譲渡し、あるいは廃棄等する場合には、所定の手続きを行い、本サービスから退会しなければなりません。

第14条（提供停止、資格取消）

PMNWは、加入者が次のいずれかに該当したときは、何等の通知催告を要せず、その加入者に対する本サービスの提供を停止し、加入者としての資格を取り消すことができるものとします。

- 本約款または個別のサービス約款に違反した場合。
- PMNWに届け出た事項が虚偽であった場合。

第6章 その他

第15条（個人情報の取扱い）

- PMNWは、本サービスの利用に関連して知り得た加入者の個人情報の取扱いについては、個人情報保護関係法規及びパイオニアグループの個人情報管理規程に従い、厳重に管理します。
- 前項にかかわらず、PMNWは、本サービスの提供のために必要な範囲で、加入者の個人情報をパイオニア株式会社及びパイオニアグループ会社に開示することができるものとします。また、裁判所や警察等の公的機関から法律に基づく正式な照会を受けた場合は、加入者の個人情報を当該公的機関に提供できるものとします。
- 加入者は、前項につき予め承諾するものとします。

第16条（権利義務の譲渡禁止）

加入者は、本約款に基づき本サービスを利用する権利その他の権利及び義務を、第三者に譲渡または移転してはならないものとします。

第17条（個別のサービス約款）

本サービスのうち、PMNWが特に指定するものについては、別途定める個別のサービス約款が本約款に優先して適用されるものとします。

第18条（本約款の改定）

本約款及び個別のサービス約款は、加入者の承諾なしに変更される場合があります。この場合、加入者は、変更後の本約款及び個別のサービス約款の適用を受けるものとします。

第19条（準拠法・合意管轄）

- 本約款に関する準拠法は日本法とします。
- 加入者とPMNWとの間で生じた本サービスの利用に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

本パッケージを開封する際は、下記の内容をよくお読みになり同意のうえ開封してください。

“楽ナビ Lite マップ Type I Vol.2”

ソフトウェア使用許諾契約

本契約は、パイオニア株式会社（以下弊社といいます）が、お客様に提供する楽ナビ Lite マップ Type I Vol.2（型番：CNSD-R200 をいい、以下本ソフトウェアといいます）の使用権の許諾に関して定めるものです。本ソフトウェアをご利用になるにあたっては、必ず以下の条項をよくお読みください。

お客様は、このパッケージを開封するに先立って、本契約の内容をよくお読みになり、本契約にご同意いただいた上で開封してください。お客様が、このパッケージを開封された場合、本契約に同意されたものとみなされます。本契約にご同意いただけない場合には、本ソフトウェアをご使用になることはできません。

第1条（本ソフトウェア）

本ソフトウェアは、弊社製の楽ナビ Lite（以下対象楽ナビ Lite といいます※1）専用のバージョンアップ・ソフトウェアです。

※1：対象楽ナビ Lite の型番は、次に記載するとおりです。
・AVIC-MRZ088

第2条（更新パスワード）

- お客様は、本ソフトウェアを対象楽ナビ Lite にインストールするに先立って、所定の方法（※2）により弊社に申込みを行い、弊社から更新パスワードを取得していただく必要があります。
- 弊社は、お客様に対し、本ソフトウェア1枚につき1回に限り更新パスワードを発行し、弊社が特に認めた場合を除き更新パスワードの再発行は行いません。
- お客様は、弊社から取得した更新パスワードを忘失した場合、弊社所定の方法により、更新パスワードを確認することができます。

※2：お申込み方法は、次のいずれかとします。

- 弊社のホームページからのお申込み。
- 弊社へのファクシミリまたは電話によるお申込み。

第3条（本ソフトウェアのインストール）

- お客様は、弊社が発行する更新パスワードを使用して1回に限り本ソフトウェアを対象楽ナビ Lite にインストールし、かかる対象楽ナビ Lite において本ソフトウェアを使用することができます。
- お客様が、複数の対象楽ナビ Lite に本ソフトウェアをインストールすることを希望される場合、これと同数の本ソフトウェアをご購入いただく必要があります。

第4条（インストールの所要時間）

本ソフトウェアの対象楽ナビ Lite へのインストールに要する時間は約60分間です。

第5条（制限事項）

- 対象楽ナビ Lite へインストールした後の本ソフトウェアを同一の対象楽ナビ Lite に再インストールし、あるいは他の対象楽ナビ Lite にインストールすることはできません。従って、お客様は、本ソフトウェアを第三者に販売、貸与、譲渡、転売する等の行為を行わないものとします。
- お客様は、本ソフトウェアの複製物を作成し、または配布してはなりません。また、お客様は、本ソフトウェアの改変、本ソフトウェアの二次的著作物の頒布又は作成等を行うことはできず、さらに、逆コンパイル、リバース・エンジニアリング、逆アセンブルし、その他、人間の覚知可能な形態に変更することもできません。
- お客様は、弊社所定の方法によることなく不正な方法で更新パスワードを取得してはならず、また、不正な方法で取得した更新パスワードを自ら使用し、あるいは第三者に開示・使用させる等の行為を一切行わないものとします。

第6条（権利の帰属等）

- 本ソフトウェアに関する著作権その他一切の知的財産権は、弊社、インクリメント・ピー株式会社（以下「IPC」といいます）またはその他の権利者に帰属します。
- 利用者は、本ソフトウェアが著作権法及びその他知的財産権に関する法律に基づき保護されている著作物であることを認識し、その権利を侵害する一切の行為を行わないものとします。

第7条（免責）

- 弊社及びIPC（以下弊社等といいます）は、本ソフトウェアに関し、正確性、完全性、有用性、特定目的への合致等について、何らの保証をするものではありません。
- 弊社等は、理由のいかんを問わず、本ソフトウェアを利用または利用できなかったことに起因して利用者及び第三者に生じた特別損害、付随的損害、間接損害、派生的損害に関し、一切責任を負わないものとします。
- 本契約および本ソフトウェアに関連して弊社がお客様に対して負担する損害賠償責任は、いかなる場合においても、現実にお客様に生じた通常・直接の損害に限るものとし、かつ本ソフトウェアについてお客様が実際に支払った対価の額を上限とします。

第8条（解除・損害賠償）

- 弊社は、お客様が本契約に違反した場合、何らの通知・催告をすることなく、本契約を解除するとともに、これにより生じた損害の賠償を請求することができるものとします。
- 前項の場合、お客様は、本ソフトウェアの使用を直ちに終了するとともに、本ソフトウェアを記録した媒体を弊社に返却するものとします。

以上